

## 小規模な船舶局に使用する無線設備として総務大臣が別に告示する無線設備を定める件の一部を改正する告示案等についての意見募集に提出された意見及び意見に対する総務省の考え方

※ 意見募集期間:平成 28 年6月 22 日～平成 28 年7月 21 日

整理番号	意見提出者	提出された意見(全文)	意見に対する総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
1	個人	船舶局で使われるもの、という事で、不正に用いられることはないのではと思われるが、であればこの改正に賛成である。	本改正案への賛同意見として承ります。	なし
2	大野電子開発(株)	「セルコールブイ呼出用送信設備」については、今回新たに追加する27MHzSSB 送信設備と同様に特定船舶局の範囲において、使用したいとする一定の需要があると認められ、現に流通している送信設備としての機能等から、小規模な船舶局に使用する他の無線設備と同等に取り扱うことが告示制定の趣旨に合致している。なお、告示改正に併せて技術基準適合証明の対象設備となるよう関係規定の整備を要望する。	今回の改正は、特定船舶局の範囲を定めるものであり、頂いた御意見については、技術基準適合証明規則等の改正を伴うものであるため、今後の参考とさせていただきます。	なし